

奈良市立図書館資料複写要領

(趣旨)

第1条 図書館における資料複写は、奈良市立図書館管理規則に定めるほか、この要領による。

(申し込み)

第2条 図書館資料の複写を依頼しようとする者は、資料複写申込書(別紙様式)に所定の事項を記入し、申し込むものとする。

(費用の負担)

第3条 申込者が各自実費を負担するものとし、その費用は、別表のとおりとする。

(複写の種類)

第4条 資料の複写は、電子複写機による複写とする。

ただし、別に定める自己機材による資料複製基準の事由を満たすものに限り、自己機材による複製を認めるものとする。

(著作権の保護)

第5条 複写物の使用により、著作権法上問題が生じた場合は、すべて申込者がその責任を負うものとする。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式

図 書 複 写 申 込 書

奈良市立 図書館長

令和 年 月 日

下記のとおり図書館資料の複写を申し込みます。

氏 名		連絡先	
書 名		複 写 箇 所	枚数
		計	枚

※ 複写物の使用により生ずる著作権法上の問題は、すべて申込者とその責任を負うこととなります。

別表

資料複写費用	1枚につき10円
--------	----------

令和 年 月 日

自己機材による資料複製申請書

奈良市立 図書館長

[申請者]

氏名

連絡先

著作権法 31 条 1 項 1 号により認められた範囲において、下記資料の自己機材での複製を申請します。

なお、この複製は著作権法 30 条 1 項の趣旨に則り、著作権上の責任は当方に帰することを約束いたします。

1 資料名および複製箇所

資料名	複製箇所（ページ等）

2 自己機材による複写が必要な理由

--

3 複製機材

--

以下、図書館処理欄

上記のとおり、申請がありましたので、許可してよろしいか伺います。

館長	主査	主任	課内

自己機材による資料複製基準

1 複製の要件について

- ・ 禁帯がはずれる見込みがなく、かつ白黒での複写では利用者の用途に意味をなさないもの
- ・ 資料に劣化が激しく、電子複写機への押し付けでは資料の破損をすすめると考えられるもの

2 複製場所

- ・ 図書館職員の立ち合いのもとで撮影

3 複製の範囲

- ・ 資料の著作権に準ずる

4 申請の方法

様式（自己機材による資料複製申請書）を提出